

京都市訓令甲第 29号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

第5条第1項中「総務部長」の右に「教育環境整備室長」を加え、同条第2項中「教育環境整備室長」を削り、同条中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 教育環境整備室にあつては、教育環境整備課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその専決事項を代決することができる。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその専決事項を代決することができる。

第5条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「学校事務支援室長又は教育環境整備室長」を「又は学校事務支援室長」に改め、同項を同条第11項とし、同条第3項から同条第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育環境整備室長に事故があるときは、教育環境整備室の教育環境整備課長がその専決事項を代決することができる。

別表教育次長の項第13号中「普通財産」を「公有財産」に改める。

別表総務部長の項第8号中「工事施行決定及び」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

教育環境整備室長	(1) 1件20,000,000円以下の測量、地質調査及び設計委託の決定に関すること。 (2) 1件50,000,000円以下の工事施行決定に関すること。 (3) 工事（委託調査及び測量を含む。）の完了期限の延期に関すること。
----------	---

別表課長（教育機関の課長を除く。）、学校事務支援室長、教育環境整備室長、体育健康教育室の保健安全課長、生涯学習部の生涯学習推進課長、総合教育センター研修課長及び

京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項中「，教育環境整備室長」を削る。

別表教育環境整備室長の項中「教育環境整備室長」を「教育環境整備室の教育環境整備課長」に改める。

附 則

この訓令は，令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)